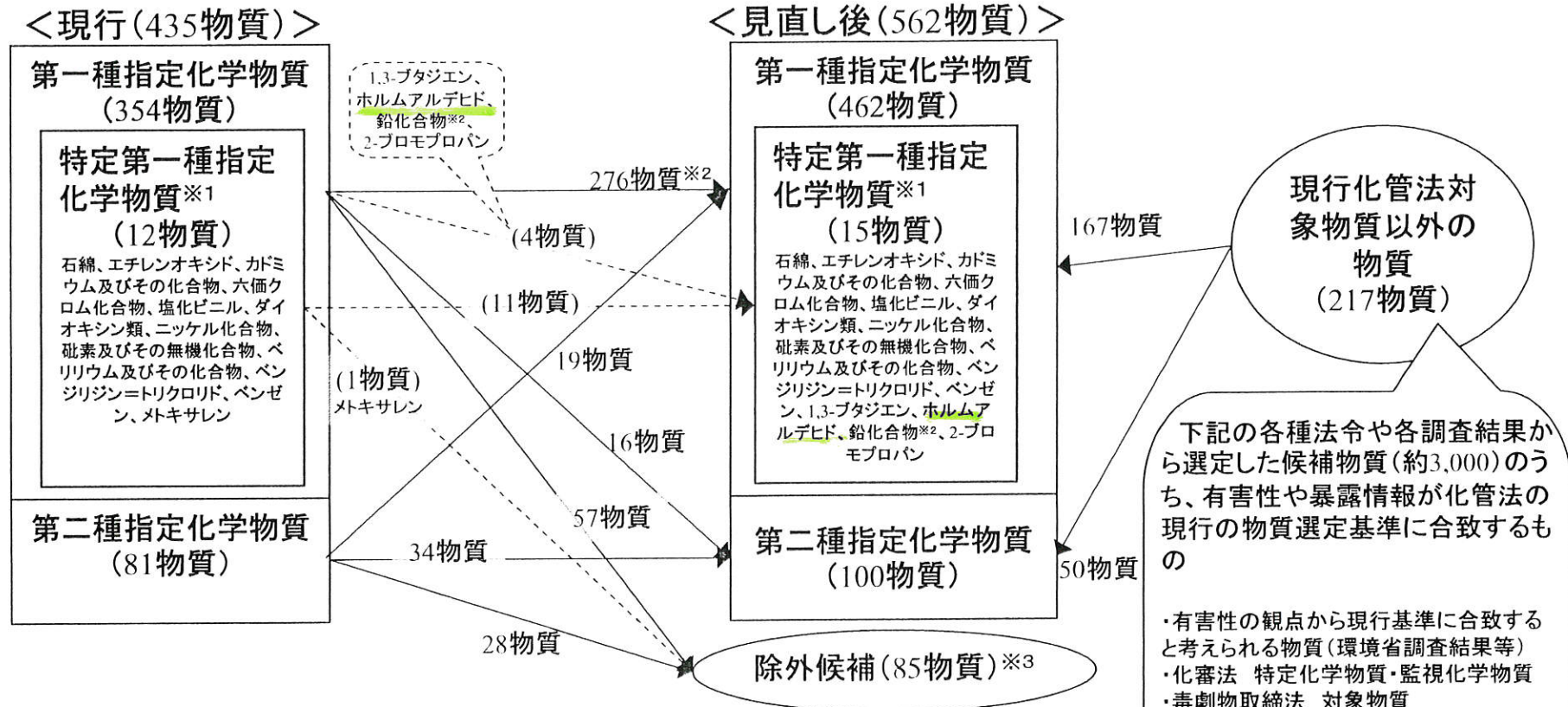


## 見直し後の化管法対象物質数の概況



※1: 特一は、現行では「発がん性がクラスI」、見直し案ではGHSとの整合性を考慮し、「発がん性がクラスI(13物質)」、「生殖毒性がクラスI(2物質、鉛化合物、2-プロモプロパン)」及び「変異原性がGHSクラスIA相当(該当なし)」を対象としている

※2: 現行化管法対象物質「鉛及びその化合物」を、「鉛」と「鉛化合物」に分けている

※3: 以下のいずれかに該当するものを掲載

- ・最新の有害性情報が物質選定基準に合致しないもの
- ・暴露が小さい(製造・輸入量が小さく、環境中での検出がなく、かつPRTR届出・推計実績がないもの)
- ・PRTR届出・推計実績はあるが、暴露が小さく(製造・輸入量が小さく、かつ環境中での検出がない)、かつ初期リスク評価等においてリスクの懸念等が小さいもの